

○国土交通省令第六十五号

資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第十五条第一項及び第三十四条第一項の規定に基づき、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月二日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令及び建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部を改正する省令

（建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第一条 建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に

二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(建設発生土の利用)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の安全及び機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。</p> <p>3 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事業業者（以下「元請建設工事業業者等」という。）は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。</p> <p>(コンクリート塊の利用)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 建設工事業業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の安全及び機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(アスファルト・コンクリート塊の利用)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 建設工事業業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の安全及び機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> | <p>(建設発生土の利用)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2 前項の場合において、建設工事業業者は、建設発生土の品質等に関する技術的知見に基づき、建設工事の施工又は完成後の工作物（建築物を含む。以下同じ。）の機能に支障が生じないように、適切な施工を行うものとする。</p> <p>3 建設工事業業者は、建設発生土の利用に当たって、あらかじめ建設発生土の発生又は利用に係る必要な情報の収集又は提供に努めるものとする。</p> <p>(コンクリート塊の利用)</p> <p>第五条 (略)</p> <p>2 建設工事業業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、コンクリート塊を再生骨材等以外の建設資材として利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(アスファルト・コンクリート塊の利用)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 建設工事業業者は、建設工事の施工又は完成後の工作物の機能に支障が生じないときは、前項の規定にかかわらず、アスファルト・コンクリート塊を再生骨材等及び再生加熱アスファルト混合物以外の建設資材として利用することができる。</p> <p>3 (略)</p> |

(再生資源利用計画の作成等)

第八条 元請建設工事業業者等は、次の各号のいずれかに該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者は、当該再生資源利用計画の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

- 一 体積が五百立方メートル以上である土砂
- 二・三 (略)

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 元請建設工事業業者等（発注者から直接請け負った建設工事にあつては、発注者及び元請建設工事業業者等）の商号、名称又は氏名
- 二 第九条の規定により工事現場に置く責任者の氏名
- 三 (略)
- 四 (略)
- 五 再生資源の種類ごとの搬入元の名称（搬入元が他の工事現場である場合にあつては、建設工事の名称）及び所在地
- 六 前項各号に掲げる建設資材ごとの再生資源利用率（工事現場における建設資材の利用量に対する再生資源の利用量の割合をいう。）
- 七 再生資源利用計画の作成日又は変更日
- 八 前各号に掲げるもののほか再生資源の利用に関する事項

3 元請建設工事業業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者は、その変更の内容を発注者に速やかに報告するものとする。

4 元請建設工事業業者等は、再生資源利用計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

(再生資源利用計画の作成等)

第八条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する建設資材を搬入する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用計画を作成するものとする。

- 一 体積が千立方メートル以上である土砂
- 二・三 (略)

2 再生資源利用計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 (新設)
- 二 (略)
- 三 (新設)
- 四 (略)
- 五 (新設)
- 六 (新設)
- 七 (新設)
- 八 (新設)
- 九 (新設)
- 十 (新設)
- 十一 (新設)
- 十二 (新設)
- 十三 (新設)
- 十四 (新設)
- 十五 (新設)
- 十六 (新設)
- 十七 (新設)
- 十八 (新設)
- 十九 (新設)
- 二十 (新設)
- 二十一 (新設)
- 二十二 (新設)
- 二十三 (新設)
- 二十四 (新設)
- 二十五 (新設)
- 二十六 (新設)
- 二十七 (新設)
- 二十八 (新設)
- 二十九 (新設)
- 三十 (新設)
- 三十一 (新設)
- 三十二 (新設)
- 三十三 (新設)
- 三十四 (新設)
- 三十五 (新設)
- 三十六 (新設)
- 三十七 (新設)
- 三十八 (新設)
- 三十九 (新設)
- 四十 (新設)
- 四十一 (新設)
- 四十二 (新設)
- 四十三 (新設)
- 四十四 (新設)
- 四十五 (新設)
- 四十六 (新設)
- 四十七 (新設)
- 四十八 (新設)
- 四十九 (新設)
- 五十 (新設)
- 五十一 (新設)
- 五十二 (新設)
- 五十三 (新設)
- 五十四 (新設)
- 五十五 (新設)
- 五十六 (新設)
- 五十七 (新設)
- 五十八 (新設)
- 五十九 (新設)
- 六十 (新設)
- 六十一 (新設)
- 六十二 (新設)
- 六十三 (新設)
- 六十四 (新設)
- 六十五 (新設)
- 六十六 (新設)
- 六十七 (新設)
- 六十八 (新設)
- 六十九 (新設)
- 七十 (新設)
- 七十一 (新設)
- 七十二 (新設)
- 七十三 (新設)
- 七十四 (新設)
- 七十五 (新設)
- 七十六 (新設)
- 七十七 (新設)
- 七十八 (新設)
- 七十九 (新設)
- 八十 (新設)
- 八十一 (新設)
- 八十二 (新設)
- 八十三 (新設)
- 八十四 (新設)
- 八十五 (新設)
- 八十六 (新設)
- 八十七 (新設)
- 八十八 (新設)
- 八十九 (新設)
- 九十 (新設)
- 九十一 (新設)
- 九十二 (新設)
- 九十三 (新設)
- 九十四 (新設)
- 九十五 (新設)
- 九十六 (新設)
- 九十七 (新設)
- 九十八 (新設)
- 九十九 (新設)
- 百 (新設)

(新設)

5|| 元請建設工事事業者等は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況をその発注者に報告するものとする。

6|| 再生資源利用計画及びその実施状況の記録には、虚偽の記載をしてはならないものとする。

7|| 元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後五年間保存するものとする。

(管理体制の整備)

第九条 元請建設工事事業者等は、再生資源利用計画の作成等再生資源の利用に関する事務を適切に行うため、工事現場に責任者を置くことにより、管理体制を整備するものとする。

3|| 建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用計画の実施状況を記録するものとする。

(新設)

4|| 建設工事事業者は、再生資源利用計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

(管理体制の整備)

第九条 建設工事事業者は、再生資源利用計画の作成等再生資源の利用に関する事務を適切に行うため、工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うものとする。

（建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の一部改正）

第二条 建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成三年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものとは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>(指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則)</p> <p>第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、指定副産物の適正な分別を図ること、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(指定副産物の処理に要する経費の見積り)</p> <p>第三条の二 建設工事事業者は、建設工事の請負契約を締結するに際して、指定副産物を当該建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）から搬出する予定があるときは、当該指定副産物の運搬費その他の指定副産物の処理に要する経費の見積りを適切に行うよう努めるものとする。</p> <p>(建設発生土の利用の促進)</p> <p>第四条 発注者から直接建設工事を請け負った建設工事事業者及び請負契約によらないで自ら建設工事を施工する建設工事事業者（以下「元請建設工事事業者等」という。）は、建設発生土を工事現場から搬出する場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 元請建設工事事業者等は、前項第二号の建設発生土の性質に関する情報の提供を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる区分を明らかにするよう努めるものとする。</p> | <p>(指定副産物に係る再生資源の利用の促進の原則)</p> <p>第三条 建設工事事業者は、請負契約の内容及び指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する技術水準を踏まえるとともに、建設工事を施工する場所の状況、再資源化施設の立地状況等を勘案し、再資源化施設の活用を図ること等により、建設工事等における指定副産物に係る再生資源の利用を促進するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(建設発生土の利用の促進)</p> <p>第四条 建設工事事業者は、建設発生土を建設工事に係る事業場（以下「工事現場」という。）から搬出する場合において、第一号に掲げる情報の収集又は第二号に掲げる情報の提供を行うことにより、他の建設工事での利用を促進するものとする。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>2 建設工事事業者等は、前項第二号の建設発生土の性質に関する情報の提供を行うに当たっては、別表の上欄に掲げる区分を明らかにするよう努めるものとする。</p> |

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 元請建設工事業業者等は、次の各号のいずれかに該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者は、当該再生資源利用促進計画の作成後速やかに、発注者に当該再生資源利用促進計画を提出するとともにその内容を説明するものとする。

一 体積が五百立方メートル以上である建設発生土

二 (略)

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 元請建設工事業業者等(発注者から直接請け負った建設工事にあつては、発注者及び元請建設工事業業者等)の商号、名称又は氏名

二 第八条の規定により工事現場に置く責任者の氏名

三 指定副産物の種類ごとの工事現場内における利用量及び再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

四 指定副産物の種類ごとの搬出先の名称(搬出先が他の工事現場である場合にあつては、建設工事の名称)及び所在地

五 指定副産物の種類ごとの再生資源利用促進率(工事現場における指定副産物の発生量に対する当該工事現場内における利用量及び当該工事現場からの搬出量のうち再生資源としての利用量の合計の割合をいう。)

六 再生資源利用促進計画の作成日又は変更日

七 前各号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

3 元請建設工事業業者等は、前項各号に掲げる事項について変更が生じたときは、速やかに再生資源利用促進計画を変更するものとし、発注者から直接建設工事を請け負った建設工事業業者は、その変更の内容を発注者に速やかに報告するものとする。

(再生資源利用促進計画の作成等)

第七条 発注者から直接建設工事を請負った建設工事業業者は、次の各号の一に該当する指定副産物を工事現場から搬出する建設工事を施工する場合において、あらかじめ再生資源利用促進計画を作成するものとする。

一 体積が千立方メートル以上である建設発生土

二 (略)

2 再生資源利用促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 指定副産物の種類ごとの搬出量

(新設)

二 指定副産物の種類ごとの再資源化施設又は他の工事現場等への搬出量

(新設)

(新設)

(新設)

三 前二号に掲げるもののほか指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事項

(新設)

4|| 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げ、又は再生資源利用促進計画の内容を記録した電磁的記録を当該工事現場の見やすい場所に備え置く出力装置の映像面に表示する方法により公衆の閲覧に供するものとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

5|| 元請建設工事事業者等は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録するものとし、発注者から請求があったときは、当該実施状況をその発注者に報告するものとする。

6|| 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録には、虚偽の記載をしてはならないものとする。

7|| 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後五年間保存するものとする。

(管理体制の整備)

第八条 元請建設工事事業者等は、再生資源利用促進計画の作成等指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事務を適切に行うため、工事現場に責任者を置くことにより、管理体制を整備するものとする。

(新設)

3|| 建設工事事業者は、建設工事の完成後速やかに、再生資源利用促進計画の実施状況を記録するものとする。

(新設)

4|| 建設工事事業者は、再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録について、当該建設工事の完成後一年間保存するものとする。

(管理体制の整備)

第八条 建設工事事業者は、再生資源利用促進計画の作成等指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する事務を適切に行うため、工事現場において責任者を置く等管理体制の整備を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和五年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 第一条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定及び第二条の規定による改正後の建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に新たに請負契約を締結する建設工事に係る建設工事業業者については、この省令の施行の日以前に請負契約を締結した建設工事に係る建設工事業業者については、なお従前の例による。